

議案第35号

世田谷区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正
する条例

上記の議案を提出する。

令和3年2月24日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 東京都市計画上用賀一丁目地区地区整備計画における建築物の制限内容を変更するとともに、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律等の改正に伴い、規定の整備を図る必要があるので、本案を提出する。

世田谷区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例（昭和62年7月世田谷区条例第34号）の一部を次のように改正する。

第4条第6項中「第2条第16号」を「第2条第18号」に、「第2条第18号」を「第2条第20号」に、「第24条」を「第25条」に改め、同条第8項中「第14条」を「第15条」に改める。

別表第1の1の部東京都市計画上用賀1丁目地区地区整備計画区域の項中「東京都市計画上用賀1丁目地区地区整備計画区域」を「東京都市計画上用賀一丁目地区地区整備計画区域」に、「東京都市計画上用賀1丁目地区地区計画」を「東京都市計画上用賀一丁目地区地区計画」に改める。

別表第2東京都市計画上用賀1丁目地区地区整備計画の部を次のように改める。

東京都 市計画 上用賀 一丁目 地区地 区整備 計画	広域避難場所地区	<p>1 法別表第2 (イ) 項第1号に規定する住宅</p> <p>2 法別表第2 (イ) 項第2号に規定する住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの</p> <p>3 法別表第2 (イ) 項第3号に規定する共同住宅のうち、住戸専用部分の床面積が30㎡未満の住戸を有するもの</p> <p>4 法別表第2 (イ) 項第5号に規定する神社、寺院、教会その他これらに類するもの</p> <p>5 法別表第2 (イ) 項第7号に規定する公衆浴場</p> <p>6 集会場（業として葬儀を行うものに限る。）</p>		10分の4		<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面までの距離は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 1号壁面線については、区画道路境界線から10m</p> <p>(2) 2号壁面線については、道路境界線及び区画道路境界線から5m</p> <p>(3) 3号壁面線については、隣地境</p>	<p>1号壁面線及び2号壁面線の各境界線から3mを超える区域における軒の高さが3m以下の平屋建ての建築物</p>	<p>24m。ただし、この規定の適用の際、現に存する学校の施設の敷地として使用されている土地の区域（以下この項において「既存区域」という。）において、次に掲げる要件の全てに該当するものは、30m</p> <p>(1) 現に存する学校の施設の機能を更新するための建替えであること。</p> <p>(2) 既存区域以外に現に存する学校の施設の機能を更新するための敷地の拡張が行われていないこと。</p>				
--	----------	--	--	-------	--	--	--	---	--	--	--	--

						界線か ら5 m (4) 4号 壁面線 につい ては、 隣地境 界線及 び道路 境界線 から3 m					
住宅地区	1 法別表第2 (イ) 項第3号に規定する共同住宅のうち、住戸専用部分の床面積が25㎡未満の住戸を有するもの 2 法別表第2 (イ) 項第5号に規定する神社、寺院、教会その他これらに類するもの 3 法別表第2 (イ) 項第7号に規定する公衆浴場 4 集会場 (業として葬儀を行うものに限る。)				建築物の外壁又はこれに代わる柱の面までの距離は、5号壁面線まで	敷地面積が300㎡以下の建築物					

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4条第6項及び第8項の改正規定は、令和3年4月1日から施行する。